インドネシア特許法改正に伴う 新たな特許年金制度

Chapter One-IP 代表インドネシア弁理士 Rohaldy Muluk グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士 高橋 明雄

2016年8月26日、改正インドネシア特許法(The Law No. 13 of the Year 2016 regarding Patent)が施行された。実務に影響を及ぼす多くの項目が改正されたが、特に年金制度は大きく改正された。旧法(The Law No. 14 of the Year 2001 regarding Patent)における年金制度の問題点が法改正により解消されたことは、出願人や特許権者にとって朗報である。一方、期限管理の点で新たな留意点も出てきた。本稿では、旧法と改正法における年金制度を説明するとともに、経過措置についても説明する。

1. はじめに

世界第4位の人口約2億4,000万人を抱えるインドネシアは、将来的な市場としてのみならず 生産拠点としても重要度が年々高まっている。そのため、日本企業からの特許出願や保有特許件 数も増加傾向にある。一方、インドネシアの特許制度、特に、年金制度の運用には、不明確な点 が多かった。

旧法の年金制度の運用に対しては、特許権者のみならずインドネシア弁理士からも疑問が投げかけられていたが、2016年8月26日に施行された改正法によって問題点が解決されることとなった。一方、改正法によって年金納付期限の算出方法が変わったため、期限管理の重要性が高まった。

本稿では、旧法と改正法における年金制度と、改正法において留意すべき期限管理について解説する。また、インドネシア特許庁(以下、「特許庁」)から通知されている経過措置についても解説する。

なお、本稿における旧法の条文は、日本特許庁の外国産業財産権制度情報に公開されている「インドネシア特許法(2001年8月1日法律第14号改正)」を参照し、条文番号に「旧法」と明記する。また、改正法の条文については、条文番号のみを付す。

2. 旧法の特許年金制度

2.1 特許年金の起算日と納付期限

インドネシアの年金の起算日と納付期限については、旧法第114条に規定されている。